

平成 22 年度広域福祉活動支援事業 「補助金交付希望団体」募集

【京丹後市社会福祉協議会 ☎65 2100】

異なる団体や組織が連携し、それぞれの特性を活かして広域な範囲で取り組む新たな福祉活動やボランティア活動の推進を図るため、先駆的で発展性が見込まれる事業を実施する団体に補助金を交付します。

補助対象事業

市内で実施される福祉的事業であり、先駆的で発展性が見込まれる次のような事業
 住民のみなさん（特に高齢者のかたや障害者のかた、お子さんなど）の生活課題を発見するとともに、その解決に向けて取り組む事業
 実施範囲の特徴である福祉課題の解決に向けて取り組む事業
 新たな視点で取り組むボランティア活動事業および住民福祉活性化事業
 住民のかたの福祉力の向上を図る先駆的な事業
 そのほか、会長が必要と認めた事業
 ただし、ほかの民間助成や本会の助成を受けて行う事業や営利目的事業は対象外です。

補助対象団体

住民公益活動団体・住民のみなさんの自発性と自主性に基づいた公益性のある営利を目的としない社会貢献を行う団体
 例：区（連合区）・地域活性化協議会・地域福祉推進組織・公民館・民生児童委員協議会・老人会・PTA・自主防災組織・NPO・ボランティア連絡会・ボランティア団体・当事者団体
 複数の団体や組織で構成される団体は1団体として扱います。

その他の団体・・・広域福祉活動支援事業の目的達成に適すると認められる団体
 例：学校・警察・消防・福祉施設・商店街・商業組合・企業

実施形態

複数の異なる住民公益活動団体およびそのほかの団体
 住民公益活動団体とそのほかの団体

実施範囲・補助限度額・補助率・補助期間・補助対象経費

実施範囲	補助限度額（1年度）	補助率	補助期間	補助対象経費（注1）
市域	80万円	補助対象経費の10分の10以内	連続した3年以内	報償費、消耗品費、会議費、燃料費、印刷製本費、通信費、賃借料、その他事業実施に必要と認められる支出
町域	30万円			
小学校区	10万円			
中学校区	20万円			
複数の町	60万円			
複数の小学校区	20万円			
複数の中学校区	30万円			

（注1）賃金、手当、日当、構成団体の事務費や経常的な経費、備品購入費、飲食に該当する経費は補助対象外です。

申し込み・申込期限

所定の様式（本所および各支所にあります）により申請書・計画書を作成し、本会または支所へお申し込みください。第一次申込期限 6月30日 第二申込期限 9月30日

選考方法

申請書・計画書および面談により審査を行います。（詳しくは、申し込みされた団体へ通知します）